2018年2月6日

企業会計基準委員会 御中

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」に対する意見提出

今般、標記公開草案に対する意見を、下記の通り取り纏めましたので、 ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 標記公開草案等に対する意見

標記公開草案(以下、当該案)と同時に公表された「コメントの募集及び公開草案の概要」における質問1,2について下記の通り意見を提出する。

質問1

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。 質問 2

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案 に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

- (1) 質問 1,2 に対し原則同意するが、限定的なケースにおいて当該案では取引の実体を表さないと考える。
- (2) 質問1によれば、当該案は発行業者の会計処理を定めるものではないと 理解しているが、仮想通貨交換業者は発行会社を兼ねることが有りうる。
- (3) 上記を前提に、昨今の新聞報道等によると、仮想通貨の発行時に負債計上する会計処理がある模様だが、例えば仮想通貨の発行時に、将来に渡り法定通貨と交換することを保証することから、受入対価と同額の負債を計上し、かつ期末において計上し続ける場合、当該案 14 項iに従うと、自己の発行する仮想通貨を預かった際、同一の取引相手に対し仮想通貨の価値を越える負債を計上することとなるため、合理的でないと考える。
- (4) 上記問題点を解消するため、以下のような改訂を検討頂きたい。

(5) 改訂案

当該案 3項に下線を追加。

本実務対応報告は、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象とする。

ただし、発行会社(交換業者を兼ねる場合を含む)が将来に渡り発行した仮想通貨と法定通貨を交換することを保証しているため、発行に係る負債を計上し続ける場合の、発行会社における当該発行した仮想通貨の会計処理は除く。

以上

i 14. 仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を資産として認識する。当該資産の当初認識時の帳簿価額は、預かった時の時価により算定する。また、仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を負債として認識する。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とする。